

玉産振第00680号
令和7年12月5日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

玉城町長

市町村名 (市町村コード)	玉城町 (244619)
地域名 (地域内農業集落名)	蚊野 (蚊野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月30日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み離農が進んでいるが、水田農地の受け皿となる地元の担い手農家も3名で、持続的な農地利用と地域の活性化、担い手の育成を進めるためには、新規就農者を確保しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化し、合理的な農業経営を推進する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田農地での主要作物は、「水稻と小麦」である。農地の集約的な利用を目指すとともに、条件不利地への担い手への配慮、基盤整備事業やスマート農業の実装も視野にいれて地区全体の農地の保全管理を進める。

地区内の養豚経営体と担い手農家との耕畜連携を継続し、みどりの食料戦略に基づく農業生産力向上と持続性の両立を目指した取り組みを模索したい。また、新規就農者の受け入れや、露地野菜の栽培など多様な農業者の育成についても支援を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	94.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	94.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積・集約を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手農家のニーズを踏まえ、地権者の同意が得られれば、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を実施する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

小規模農家や水稻以外の農業生産を妨げない、農地利用について調整を行う。
新規就農者や地区外の担い手農家が利用しやすい農地の利用環境について、協議を継続していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

JAの受委託作業や農業用機械のレンタルなどを活用し、小規模農家の農業生産を支援する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③担い手のスマート農業の実装や作業委託も含めて、その利用面積を拡大させる。
- ⑦耕作地だけでなく、畦畔や農道などを含めた農村環境についてコミュニティー全体で保全を進める。
- ⑨地元畜産農家への飼料提供、担い手農家への堆肥還元を継続する。